

令和6年度 上田市地域防災計画の一部修正について

1 概要

- (1) 国・県の計画の修正に伴う一部修正
- (2) 市独自の修正

2 主な修正内容

【風水害対策編 ※各災害の対策を包括する規定も有】

- ・新型コロナウイルス感染症の5類感染移行後に対する修正（全体）
- ・上田市の産業に関する数値を更新（P12～）
- ・宅地造成及び特定盛土規制法の施行に伴う修正（P18）
- ・国・県の防災情報システムとの連携・活用を追記（P24）
- ・衛星通信を活用した通信手段の確保を追記（P25）
- ・応援職員等の宿泊場所の確保に関し協定等を活用し、利用可能な施設等のリスト化の努力義務を追記（P28）
- ・緊急消防援助隊を充実強化する旨を追記（P29）
- ・消防団の充実強化、やりがいを持って活動できる環境づくりを進める努力義務を追記（P33）
- ・プライバシー保護に注意する旨を追記（P41）
- ・避難所における家庭動物の受入れ方法について、周知徹底を図る旨を追記（P51）
- ・在宅避難・車中泊等避難所以外で避難生活を送る避難者等への支援を追記（P56）
- ・孤立予想地域への無人航空機等の輸送手段の確保の努力義務を追記（P61）
- ・自家用井戸の災害時の提供協力促進の努力義務を追記（P63）
- ・防災知識普及活動・防災訓練時、要配慮者、男女双方の視点の配慮、家庭動物の飼養の有無による被災時のニーズの違いに配慮する努力義務を追記（P87、P91）
- ・水防警報等に関する情報伝達手段の変更に伴う修正（P120～）
- ・災害発生時における職員の配備基準の見直し（南海トラフ地震臨時情報発表時）（P136）
- ・組織改正に伴う分掌事務の修正（P138～）
- ・ヘリコプターの運用に関する機種の追加、定員・物資吊下項目の変更（P151）
- ・災害支援ナースを派遣し、医療救護活動を実施する旨を追記（P161）
- ・輸送拠点での運営に必要な人員、資機材等を運送事業者等と連携して確保する努力義務を追記（P171）
- ・指定避難所における生活環境に関する見直し（P184）
- ・性的マイノリティの方への配慮を追記（P185）
- ・避難所等への災害時感染制御支援チーム（DICT）等の派遣要請に関する規定を追記（P198）
- ・飼養動物の一時預かり要望への対応、獣医師会と連携し必要な措置を行う規定を追記（P232）

【震災対策編】

- ・大規模災害の教訓として能登半島地震を追記（P2）
- ・消防ポンプ自動車等の消防用機械・資機材の整備促進の努力義務を追記（P23）
- ・上水道施設の耐震化を行う旨を追記（P48）
- ・下水道施設の耐震化を計画的に進める旨を追記（P49）
- ・通信・放送施設の耐震化を図る旨を追記（P50）
- ・消火器、ガスのマイコンメーター及び感震ブレーカーの設置等の出火防止措置に関する規定を追記（P64）

【火山災害対策編】

- ・火山活動の状況や推移に関する総合的な評価を行う火山調査研究推進本部と連携する旨を追記（P13）
- ・避難確保計画に基づく避難訓練を実施し、避難訓練の結果について市長に報告する旨を追記（P14）
- ・警戒地域内の避難促進施設の支援に関する規定を追記（P15）
- ・活動火山対策特別措置法の一部改正による「火山防災の日」を追記（P59）

※原子力災害対策編・その他の災害対策編に関する修正は、風水害対策の修正内容に包括される

【資料編】

- ・上田高等学校を指定避難所及び指定緊急避難場所に指定（P4）
- ・東内保育園の園舎解体に伴い、指定避難所及び指定緊急避難場所の名称「【旧東内保育園一帯】（東内グラウンド含む）」から「【東内グラウンド】（東内屋内ゲートボール場含む）」へ変更。あわせて備蓄場所の名称も変更（P5・P12）
- ・災害時応援協定の新規協定締結に伴う追加（P132）